

一般社団法人日本ロボット学会 技術別・カテゴリー別委員会規程

2013年8月9日理事会制定

(設置)

第1条 本会定款第42条により技術別・カテゴリー別委員会をおくことができる。

(目的)

第2条 技術別・カテゴリー別委員会(以下委員会という)は、本会が強化すべきロボット基盤技術及び本会が戦略的に活性化すべきロボット適用カテゴリーにつき、理事会決議により設置される委員会で、設置目的に応じた調査研究および対外的活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名および幹事若干名を含む原則として20名以内の委員をもって構成する。委員長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。幹事は、委員の中から委員長の推薦により会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任可とする。ただし、途中で委員の追加および変更は可能とする。

(委員以外の参加)

第5条 委員長は、委員以外の必要とする人の委員会への参加を求めることができる。

(招集)

第6条 委員会の招集は委員長が行う。

(運営費および会計報告)

第7条 委員会運営費は、理事会が予算で定める範囲内で支給される。委員長は、各年末に会計報告書を理事会に提出しなければならない。

(活動報告および会計報告)

第8条 委員長は、理事会に対し、委員会の活動報告を各年末に文書で行う。委員長は、設置期間満了後2か月以内に、活動報告書および会計報告書を理事会に提出し承認を得るとともに、1年以内に会員に対して成果を会誌や学術講演会等を通じて報告しなければならない。

(意見書および提案書)

第9条 委員長は、委員会を代表して学会の行事や運営等に関して、理事会に対し意見書または提案書を提出することができるとともに、特に必要な場合には理事会に出席して意見を述べるができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、企画理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2013年8月9日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会技術別・カテゴリー別委員会規程」の正文であることを確認する。

2013年8月9日

署名

印